

第5章 計画の推進

第1節 推進体制

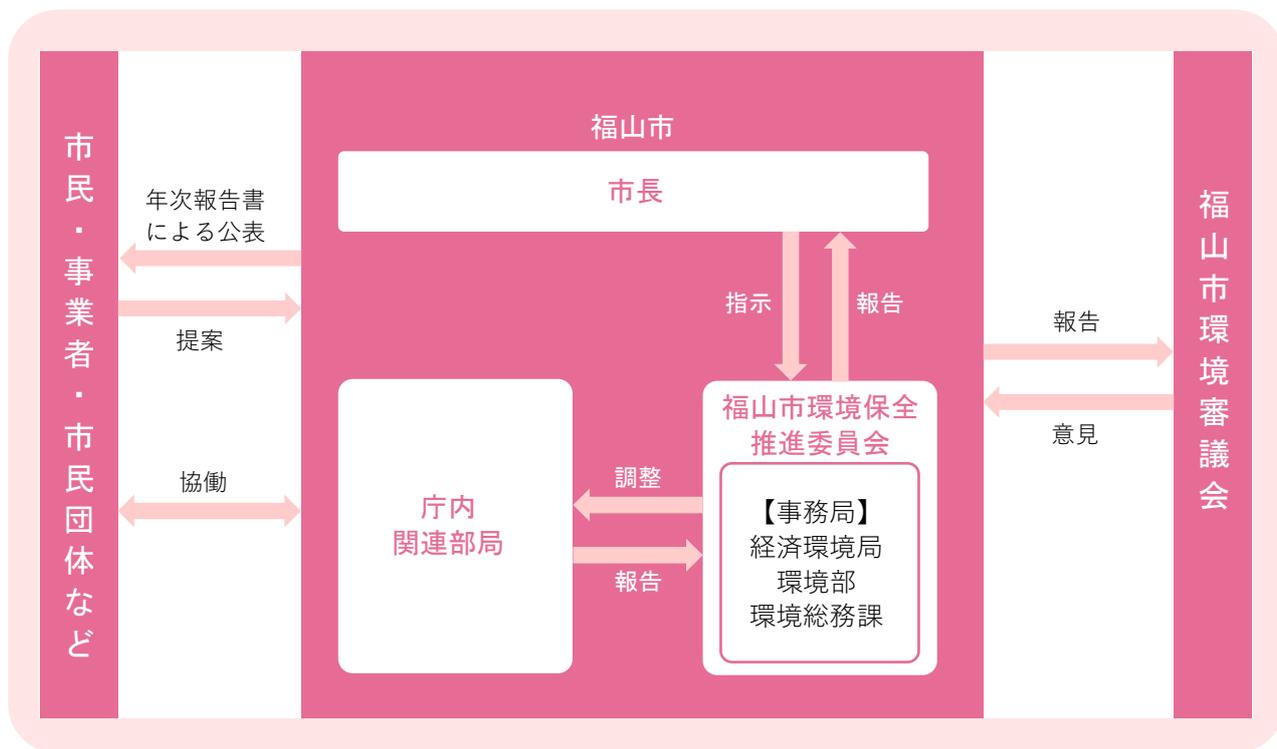
本計画に掲げる施策・事業を総合的かつ計画的に推進するに当たって、次のとおり推進体制を構築します。

1 全市的な推進体制

学識経験者などで構成された「福山市環境審議会」等に進捗状況を報告し、進行管理に関する意見・提言をいただくとともに、年次報告書を作成し、施策の進捗状況を公表します。

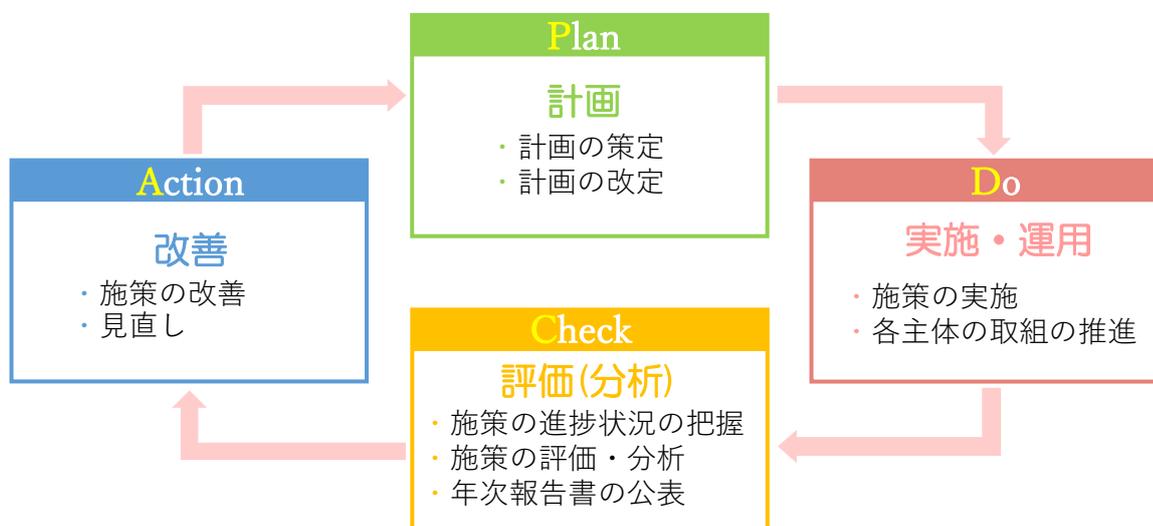
2 庁内の推進体制

庁内関係部局で構成する「福山市環境保全推進委員会」において、施策の進捗状況の点検などを行います。



第2節 計画の進行管理

計画の実効性を確保するため、施策の進捗状況などについて、計画（Plan）、実施・運用（Do）、評価（Check）、改善（Action）といったPDCAサイクルに沿って進行管理を行います。



第3節 多様な主体との連携

これまで取り組んできた協働の取組を更に深めるとともに、都市間連携や産学金官民など多様な主体との連携により、それぞれの得意分野・専門分野を活かし、環境課題により一層、効率的・効果的に取り組みます。

■ 広域連携

全国的に急速な人口減少や少子化・高齢化が進行する中、単独の自治体で全ての行政サービスを担うことが困難になると予想されるため、自治体間の連携を強化することで、住民サービスを維持し、課題解決に取り組めます。

■ 国・県や産学金官民との連携

民間活力の導入を進めることにより、市民サービスをより効率的・効果的に提供します。また、国や県との連携のほか、大学や企業、金融機関などと連携した施策の展開に取り組めます。

第4節 計画の見直し

本計画は、本市を取り巻く環境や社会状況の変化、施策の進捗状況を踏まえて、5年ごとに部分見直しを行います。

また、福山みらい創造ビジョンの見直し状況や温室効果ガス排出量の中期目標年度である2030年度（令和12年度）の状況などを踏まえて、第三次計画の策定を行います。